

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◆ 退職金と住民税

**Q** : 私は、リストラにより20年勤めた会社を退職し、退職金をもらいました。

ところで、退職金の住民税も、給料と同じように翌年に支払うことになるのでしょうか。

**A** : 退職金については、その年に納めることとなります。

#### 【解説】

住民税は、一般に道府県民税と市町村民税を合わせたものをいい、前年1年間の所得金額を基に算出した税額を、その所得のあった翌年度に納めます。

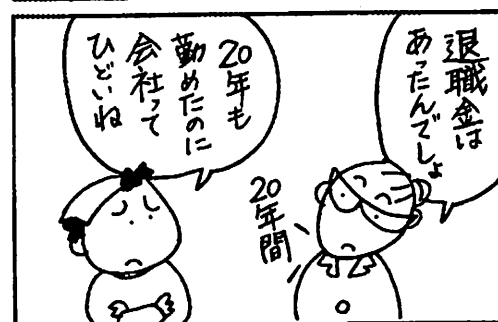
しかし、退職金などの場合には、それが一時に支給される点や、退職後の収入が今までより減少するのがほとんどであることを考慮し、他の所得とは別に税額を算出し、退職所得のあった年に納めることとなります。

退職金にかかる住民税は、退職金の支払者を特別徴収義務者として指定し、特別徴収により行われます。

特別徴収義務者は、退職金を支払う際に徴収した税額等を記載した納入申告書を、その徴収した翌月10日までに市町村に提出するとともに、税額を納入することとなります。

ご質問の場合の住民税についても、退職金が支払われる際に、所得税とともに天引きされることとなります。

ちなみに、退職所得の計算では、退職金の収入金額から退職所得控除額を差し引きます。勤続年数が20年の場合の退職所得控除額は800万円です。



KIMIYO.I